



制度への疑問：ある「警察からの電話」の分析（特集 会話分析と社会学）

檜村，志郎

(Citation)

現代社会学理論研究, 2:3-13

(Issue Date)

2008

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

© 日本社会学理論学会

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006594>



制度への疑問

—ある「警察からの電話」の分析—

櫻村志郎

1. 社会研究の方法としての会話分析

(1) 会話分析の方法的基準

本論文は、会話分析が質的社会研究に対していかに寄与できるかという問題を検討する。その結論として、質的社会研究における会話分析実践の意義は、それが会話の特定の詳細の解明を通じて、人々の相互行為能力を学ぶ方法である、と主張したい⁽¹⁾。

すでに多くの解説書が、エスノメソドロジー・会話分析の方法については詳述している。したがって、会話分析の方法の内容については繰り返さない。ここでは、それがいかなる方法的基準を奉じているのかについて確認しよう。櫻村(1996: 149)はつぎの3点を会話分析の方法的特質としてあげた。第1に、会話分析は会話の記録や想像ではない現実の会話を対象とする。第2に、会話分析は会話の内容を素朴にとりあつかうのではなく、その語りの方法にそくした形式的分析をめざす。第3に、その語りの諸方法は会話者が会話の現場において従うことができる方法でなければならない⁽²⁾。

(2) 会話の合法則性と具体的詳細

会話分析の目標は、現実におこる会話の観察可能な詳細が会話者によって具体的場面の詳細を用いる方法の行使を通じて組織されていることを前提にしつつ、特定の会話のアクチュアルな組織(ターンからなる相互行為的系列組織)を明るみに出すことであると言える。このような会話分析の研究成果はしばしばきわめて広い応用可能性をもつ。

ところで会話分析がいかなる社会学的方法であるのかについてはなお共通理解がないように思われる。ここでは、会話の構造の合法則性(universal lawfulness or regularity)の解明ということと、会話秩序の特定の詳細の具体性(particular orderliness or concreteness)の解明ということとを区別し、会話分析の研究目標の社会研究上の意義が前者ではなく、後者にあるという主張を行いたい。

シュエグロフは、つぎのように述べて、注意を促している。

会話分析にはじめて触れたり、それをなんとか理解しようとする人が陥ってしまう誤解の中でもっとも困難なものは、会話データの1断片があるカテゴリーに属すると分かり、そのカテゴリー用語をそれに適用してしまうと、分析の作業がすんでしまったと思うことである。(しかし)これは、分類作業であり、分析作業ではないのだ。分類は、検討の対象になる候補たる様相を同定したにすぎず、いかにしてその出来事が、その特定の詳細(particularities)について達成されたか——その特定の言葉や動作として、その特定の参与者によって、相互行為のその時点において、その特定の仕方でも共同参与者によって理解されて、何らかの特定可能な行為の実践によって作り出されたかを、まだ示していないのだ。(Schegloff 2007: 252)

シュゲロフがここで強調しているのは、会話分析によって明らかにされる会話の秩序性がつねにその詳細に宿る方法の行使の現実にあるということだと思われる。敷衍して述べれば、このような秩序性は会話が会話分析の理論モデルに合致しているという意味での「分類学」上の合法性ではない。なぜなら、エスノメソドロジー・会話分析にとっての社会は単なる合法的現象の集合ではなく、それ自身が相互に作用し合う達成過程としての具体的な全体であって、会話が「生き生きした」社会的現象になるのは会話の具体的な詳細の有能な編成が基礎にあるからである。こうした編成がなされるのは、相互に認め合うことのできる合法性の達成だけでなく、その彼方に会話者の即興的共同行為ないし状況内化された編成能力——「相互行為能力」(Psathas 1990)——の行使があるからである(3)。すなわちそれが社会という具体性の実践的達成である。社会研究ないしエスノメソドロジーとしての会話分析がめざすべきものは、この意味での社会の具体性の達成の理解でなければならない(4)。

(3) トリヴィアルさについて

会話分析が社会の具体性の理解を目的にするということの意義を考えていくにあたり、会話の特定の詳細に拘泥することはむしろ社会という全体性を見失いトリヴィアルなものに沈潜してしまうことになりはしないかという、よく提起される批判の一つを思い出してみよう。

議論のために私が行った研究をあげよう。私はアメリカの労働仲裁の一場面を録音し、弁護士が証人を尋問するターンの構造を研究した(樫村 1991)。そこで注目したことの一つは、弁護士が証人を尋問するターンではさまざまな前置きや条件提示がなされることである。そして、弁護士の尋問という一つのターンの中でさまざまな要素が出現する順序が決まっているように見えることを示した。こうした研究成果には社会学としての意味があるのだろうか。「それがどうしたの? (So what?)」と問われるのではないか。

こうした非難は、このような知見がトリヴィアルであるとか予見されえたとすることを暗示していることが多い。それを主題にする論文はあまりに無意味なので書かれなかったのであろう、あるいはすでに社会のメンバーたる弁護士自身には既知のことがらであろう、という訳である。

このような論難に対しては2つの答えができる。第1は、トリヴィアルなことがらを詳細に正確に述べるが無意味でないことが実際には多いことである(5)。トリヴィアルなことがらは実践者にとってまさに重要な関心事であることがほとんどである。実は、専門的にせよ日常的にせよ特定のことがらの達成の成功不成功が多数のトリヴィアルなことがらの成否に依存しているのである。だから法、医療等の高度に専門的な実務家は、グローバルな構造的企図とローカルな相互行為的詳細とを共に達成するものである。企図は詳細によってのみ充実化される。そこで相互行為的詳細の差異は多くの場合に構造的達成の差異をもたらす。

第2は、会話分析の成果においては法則性の解明が重要でないことが多いことである。会話分析は、理論の検証や新規な事例によるその修正をめざさずともよい。会話分析はその代わりに一つの具体性の学習可能な発見を生み出す。それはある相互行為のやり方がその制度的状況で有効に作用しているという事例の詳細な記述という形での発見である。会

話分析の分析枠組はサックスらの古典的論文 (Sacks, Schegloff and Jefferson 1974) で大部分確立された。このスキームの発見とその後の精密化は偉大だが、それとは別個に、一つひとつの分析結果はユニークな相互行為達成の実例を詳細にいたるまで再現し、その達成における合理性を浮き彫りにする。これらの実例は美術品のように一つひとつに固有の価値がある。ピカソの下書きが発見されたらそれだけで価値があるだろう。それを見る人は画家の能力をもう一つの実例を通じて味わうことができるからである。普通の人や普通の専門家の会話もこれと同様であって、それは、その場においてその会話を作り出した参加者の卓越した能力——その深遠さ、力強さ、優美さ——を、場面の詳細という形でわかりやすく記録している点に価値があると考えられるのである。

2. 会話分析によって明らかになるもの——つの例証

(1) 制度的なものの会話的構築

会話分析が会話にアプローチする際にもっとも端緒的な作業はつぎのことである (6)。第1に、「会話のひとまとまり (ターンの複数の連鎖からなる系列) をなす相互行為についてある分析を主張するために、データの中の特定の発言あるいはその一部あるいは一側面を特定しなければならない」という一般的注意を念頭におくこと、第2に、一つの戦略として明白な連鎖を会話の中から分離し、それを分析の単位として扱うことである。そこで、断片#1を見ることにしよう。

(断片 #1)

- 1 A: ((ピーという音)) さんですか?
- 2 B: ええ
- 3 A: あの: お父さんか何かに当たる方で?
- 4 B: はい、私父親ですが?
- 5 A: え? お父様ですね?
- 6 ((カチツという音——会話の一部が削除されたと思われる——))
- 7 A: 本日ですね=
- 8 B: =はい
- 9 A: 先ほどなんですかども=
- 10 B: =はい
- 11 A: 11時26分ごろですね=
- 12 B: =はい
- 13 A: あの: (宮前) 区ですね=
- 14 B: =ええ=
- 15 A: = (しんきだいら) 1丁目という交差点付近で=
- 16 B: =ええ
- 17 A: あの((ピーと言う音))さんが運転していた車がですね、(、) 車同士の接触事故を
- 18 起こさってしまったんですよ。
- 19 B: あの: (み)
- 20 (1.8)
- 21 B: あの苗字は何ていいます?

これは、会話形式上は、一つの系列とみなせる。まず、1-6行は、電話会話の開始期における発話系列のよく知られた形が見られるだろう。シュゲロフ (Schegloff 1979) の綿密な研究により、電話会話の開始では、会話は、相互に自己を同定するとともに相手

を認識するという課題に直面していることが理解されている。ここでは、1-6行にかけて2つの相互了解が達成されている。第1に、受け手が息子たるXの「お父さん」「父親」「お父様」として連鎖的にアイデンティファイされること、第2に、おそらく削除された6行では掛け手が警察署ないし警察官たるアイデンティティを主張していることである。第3に、7-18行でAが電話の「用件」たる第1トピックの提示を行っているが、その受容について何らかの問題が生じている。この問題を表示しているのはBの19-21行のターンである(7)。

分析の単位が設定されると、つぎの手順は、「ここでは何が起きているか、そして、会話者がいかにしてこれを達成しているか」を問うことであり、つぎに「ある発話を検討するためには、その発話が占める系列上の位置を特徴づけ、その発言がその位置を占めうる選択肢の一つであると見る」ようにすることである。

Bの19-21行のターンによって起きていることがらを「用件の受領の遅れ」と仮に特徴づけよう。この「遅れ」が、いかにして会話者によって誰にも認識可能な仕方でも達成されているかと問うならば、つぎのように答えることができよう。それは、7-18行において受領可能なあるニュースの告知が系列的なある型にしたがい十分な仕方でも達成されているのに、19-21行でその受領がないことである。以上で示唆されているように、ここでは、電話の開始という系列とともにニュースの告知という系列がある。両者のむすびつきは、電話の用件の呈示が、事件の告知という系列の形をとっていることにある。そのニュースは、警察から父親に対してその息子が起こした事故という表現をもつため、「失敗」・「問題」・「トラブル」等々と認識できる(8)。

いま、ニュースを伝えるアイデンティティが警官であり、そのアイデンティティが会話の先行する部分で関連あるものとされているという条件があるならば、17-18行でその中核部分が宣言されたニュースは日常的な性格のものではないと言える。すなわち、このニュース伝達は、職務にある警官による事故の報告という制度的行為の存在をも認識可能な仕方でも表示するものになる。職務にある警官というアイデンティティは刑事司法システムの諸規範を顕在化させる。このことの明らかな帰結の一つはいまやニュース伝達が刑事司法手続の一部たる行為というアイデンティティをもつことである。

本件のニュース告知には、刑事司法の専門家がその手続きに関係する素人に対して行う行為であるという性質がともなっている。まず注目されるのは時間の叙述の仕方である。7、9、11行における、(事故という出来事を隠したままでの)出来事の時間的定式化の連続的使用はインデクシカルな定式(「本日」「先ほど」)をもちつつ、客観的時間および警察組織の時間的地平に即した「11時26分ごろ」へと焦点化していく。このスタイルでの記述は、素人を専門的世界へと認識的にいざなう効果をもつ。つぎに注目されるのは地理の叙述の仕方である。13、15行の地理的定式化は、11行で達成される組織的背景を相互反映的に強化している。第3に注目されるのは社会的アイデンティティの叙述の仕方である。事故の当事者たるXへの敬称の使用は、受け手がXとの関係を通じて刑事司法手続に関係するものであることを当然のものとして見せている(9)。第4に注目されるのはニュース伝達のためのターン構築の仕方である。ニュース断片の一つひとつが項目化されて伝達されており、そのことの一面としてニュースの断片のそれぞれについて、Bの受領とさらなる断片への関心表明が行われようようにされている。

以上をまとめると、この会話系列は、ターンテイキングを特定の詳細として組織する中で、第1に通常の電話会話に見られる識別問題を解いていること、第2にその解き方の詳細の中で、刑事司法という制度の組織的背景が提示されていること、第3に素人を専門の世界にいざなうことのできる構造を持たされていること、これらを間主観的で・かつ・対立を顕在化させない形で実現しつつ、「車同士の接触事故」という問題定式化（樫村 1996）を、会話に提出している⁽¹⁰⁾。ここには、会話者がこの会話の特定の詳細を維持しつつ、単に会話を会話の形式的構造に合致する形で行う以上のことを達成するという能力が示されている。

(2) 制度への疑問の実践

本データの興味深い点は、他方の会話者がこの同じ会話の中でこのようにして達成された刑事司法制度の実在性を疑うという行為をしていることである。すなわち、この会話には刑事司法制度の構築の作業が見られたのち、それを否定するという作業の対抗関係が見られるのである。そして、これらの作業はこの同じ会話の中でいかにしてか達成されているのだが、このことがこの会話のユニークな間主観的な達成なのである。

(断片#2 ——断片#1の続き)

- 22 A: はい?
 23 B: あ、フルネームで
 24 A: ((ピーと言う音))さんのご家族の方じゃないんですか?
 25 B: え;あの私父親ですが
 26 A: え、ですからね
 27 B: あっあのね((ピーと言う音))はねえ (0.8) あの: もしもし?
 28 A: はい
 29 B: あの: 免許は持ってますがねえ車は運転 (.) 全然しておりませんか?
 30 A: いや、その辺の事情はね=
 31 B: =ええ
 32 A: 私どもの方ではわからないんですけどね=
 33 B: =ええ、ええ [でも名前は同じですね]
 34 A: [()] 息子さんが運転されてね=
 35 B: =ええ
 36 A: 交通事故を起こされているんですよ
 37 B: あ;そうですか

断片#1の21行の質問は、19行の音声と20行の沈黙によって、先行するニュース告知系列から明白な断絶を示している。この断絶はニュース告知への通常的非選好的応答の端緒とも聞かれうる。そこで、Aの22、24行の応答はBがニュースを再受領する機会を与えようとしていると見られよう。19行は、ニュースの受領記号とは言えず、むしろ、21行の質問の開始と中断のように聞かれうる（「あの:」と「み」（苗字の第1音））。19行におけるニュース不受領はニュースと矛盾する事実を呈示して反問するという形式を予期する。そうになったのは、Bは、19-21行の発話を準備するために、これまでのAのニュース伝達の詳細を利用するからである。この時点まで、用件が警察案件でありXの運転する車に関わることが分かる。けれども、Bの知識によればXは「運転は全然していない」のであった。このことが、Bによる理由呈示の不十分さとあいまって、このニュース告知の通常性に不

連続 (incongruity) をもたらしている。Aによるニュース告知・問題定式化の基礎にある事実——ひいては、Aのニュース源泉たりうる能力自体——が、相互行為の様相自体から奇異なものと感知されることになる (iii)。

(3) 理由をめぐる攻防

つぎの断片#3では、伝達された事故についての処理 (示談) の仕方が話題になっている。

(断片#3)

- 91 A: お父さんに、
 92 B: [え]
 93 A: [あ]の息子さんの代理人になっていただいで
 94 B: はい
 95 A: あの：今後の示談の手続きをしてもらいたいですけれどもだいじょ[ぶですね
 96 B: [あ：そうですか
 97 B: (1.0) え：(と) あたしはね、[あのうち。ちょっと((BEEP 3.0 sec))ですけどね]
 98 A: [(ええ ええ) (はい)]
 99 B: 家内にさっそく連絡いたしましたね
 100 A: (ええ：) ((低められた声)
 101 B: ええ、あのうち家内がいやいま勤めており-ますところに連絡とりまして
 102 A: (ええ) ((低められた声)
 103 B: ええ、掃り[まして (ね、じゃ)]
 104 A: [それでね↑() あ の]; 息子さんがね? あの：：いちおうお母さん
 105 の方には伝えないでほしいというふうに言ってるんですよ
 106 B: () ↑えっ
 107 A: () あの： 心配するからね
 108 B: え
 109 A: あの：お父さんの方にとりあえずお話をしていただいでね
 110 B: はい
 111 A: え、あ、お母さんのほう[には
 112 B: [ああでも： (0.5) こりゃあ： 当然、あの：
 113 知らなければなら：ないし 分かることですから：
 114 A: え もちろんそうですけど[ね]
 115 B: [は]い

91-95行では示談の手続きの実務的開始の宣言が行われているが、これに対応し、97行でBは短い間と留保の前置き (後半にはAがオーバーラップしている) をしながら、99行の「家内に連絡して一緒に対応する」という提案をおこなう。これに対して、Aは104行で息子Xの希望という源泉を主張しつつ「お母さんの方には伝えないでほしい」と反論するが、これに対してBは認識可能な仕方であらざることを表明している (106行)。Bの反応はAの発話内容がこの状況で当然もたれるべき予期の外にあったことを主張するものである。これに対して、Aは息子の希望の理由を追加し「お父さん」による示談代行を希望していると述べる。Aはさらに「お母さんのほうには」と提案しかけるが、112行ではBがかなり強い形式で反論を行う。その主張は、「母親は当然知らなければならない」ことを先行させることで、Aの111行の提案 (「お父さんの方にとりあえずお話をしていただいで」「お母さんの方には」後で対応すると理解できる) を退け、母親に連絡するという選択肢を擁

護する。つぎの断片#4では、示談の代行者たる父親は示談の開始を秘密にしなければならぬとAが主張する。しかし、これにもただちに反論が加えられる。

(断片#4)

- 153 B: はい
 154 A: まずお話がきちっと終わるまでお父さんの方では(ふせ)で頂かないと困りますよ、
 155 (0.5)
 156 B: えHえHと、だけどこれは、あの: どっちみち:あ: 息子があのう事故起こしたちゅう=
 157 B: =ことは() 母親が全然知らないってわけに-() [(えきませんからね)、
 158 A: [(それはわかりますけども)]
 159 A: ええ
 160 A: それはわかりますけども
 161 B: ええ
 162 A: いちおうそういう決まりがあるんですからね
 163 B: (.) ええ
 164 A: あの: 示談交渉が終わってからお- あの: 奥さんの方にお話されてはいかがですか?
 165 (0.2)
 166 A: [(たけ)]守秘義務違反という形 表見代理人にあたるか-
 167 B: [いま: わ(たし)-
 168 A: あたる方はそういったこと をま[も
 169 B: [いま
 170 B: わたしひとりでもってねえ、家内を抜きにして、[hhh] (じ) だんを=
 171 A: [ええ]
 172 B: =どうこ(う) って話は、(.)はいれないと思います。:
 173 (2.0)

Aは154行の「(ふせ) ていただかないと困りますよ」という、強い形式で秘密保持を迫る。しかし、155-172行に見られるように、この戦略は対抗行為を強化する結果となった。154行の要求に回答すべき位置において、Bは断片#3の112行の主張を基本的にアップグレードして繰り返す(157行)。この主張は167行でもさらにアップグレードされて繰り返される。これに対して、Aは社会規範ないし制度的規範の存在を理由として応酬する(162行)。162行はいったんBの言いよどみ(163行)を引き出すことに成功する——これは非選好的受領の一部でありうる発話である——が、結局反論が繰り返され(167-172行)、Aの発話は中断を余儀なくされる(171行)。つぎにこの会話のもう少し後で生じた断片をみよう。ここでは、上に類似する2つの場面がある。

(断片#5)

- 181 A: ええ、こちらのお父様もちょっと守っていただかないと困りますよ
 182 (1.5)
 183 B: ああそ:ですか:=
 184 A: =ええええ
 185 B: ははおやまったく、お- あ- 全然、無関係ってことになっちゃうんですか?
 186 A: (.) そうですね、ですから: 示談交渉が終わってからお話しするのはかまいませんけど:
 187 A: [相手の]方だってね(きっぱん) ですからね (.) あの破水されてしまったなんてことを、
 188 B: [え え]
 189 A: あれ、 お(かあ) さんに知られたくないでしょうね
 190 B: ええ

- 191 A: () ええ
192 B: でもあの ;、家内をぬきにして示談交渉ってゆうのは () の話し合いでなければ
193 B: なかなか進まないと思いますが、実際問題として。=
194 A: =ええ=
195 B: =どうなのでしょう。=

181行の要請は、いったん非選好的受領を引き出した(182-183行)後、アップグレードされた再反論をみちびく。186行の指示も、いったん非選好的受領を引き出した(188行)後、同様の批判を生み出す(192-193行)。その結果、敵対がエスカレートするようになる。2度目の敵対は、Aの主張が「実際問題」(193行)としても不合理であることを述べ、「どうなのでしょう」というあからさまな不同意の表明で終わる。この間、示談を秘密で行うという提案の理由付けは次第に限定され「薄い」ものになっている。それは、Bの批判に対してA自身が適切な反批判を加えることに失敗し続けていることにより、Aの提案の理由付けとして用いることのできるものが減少し続けているからである。

(4) 分析のまとめ

以上の分析をまとめ、いくつかの観察について要約する。第1に、本電話が偽物ではないかという疑問は、電話の開始直後に生じ、最後まで持続した。この疑問は、Bによる、電話に関連する人や出来事のアイデンティティの实在を疑わせる質問として、観察可能である。Bは、本論文に掲げた部分の外でも電話が偽物であるという主張はあからさまにはしていない。それにもかかわらず、電話が偽物であることが客観的に観察可能になったのは、BとAとの、制度をめぐる攻防の相互行為的詳細においてである。ここに日常生活者が制度の实在を疑うためにつかう能力が現れている。第2に、Bは本電話が偽物であることが電話の状況の詳細として観察可能であることを知ったと考えられる。というのは、本電話の録音が、警察に届けられ、詐欺の実例として公開されたからである。このように、相互行為の詳細は制度的行為を導いたのである。第3に、電話の過程を通じて、この電話の詳細を通じて提示された刑事司法制度へのコミットメントは明らかに低下した。電話の最後において、AはXが交通刑務所に行く可能性を述べ、Bはその可能性を端的に受領する。制度の实在性があからさまに疑われなかったとしても、その制度へのアクチュアルなコミットメントが低下したため、実際上の帰結においてはその制度は人々が尊重しないものとなったのである。

3. 結論

本報告では、ある電話会話の分析をすることで、2つのことを行おうとした。第1は、この電話会話から、重要な方法論的論点への解決を学ぶことである。この電話は社会の人々が制度というものやその实在性をどう考え、取り扱っているのかを教えている。人々がそのことを行うやり方には、2つの重要な側面がある。一つは、制度の实在性は、その制度という観念が相互行為の必要性の中で整合的な説明を与えられることができるかに依存していることである⁽¹²⁾。人々は制度の社会学的な实在や定義に関心をもたない。会話者は、電話における呼びかけのために、あるいは、正しい仕方です談を行うことの説明の手段として、制度の観念を用いる。その会話の内部からみて、制度が、その会話に整合的

な説明可能性をあたえられないときには、制度は端的に無視され放棄されることになる。一つの側面は、人々は制度を放棄するときでも制度の实在を正面から否定したりはしないということである。シュッツはものごとが見えたとおり言われるとおりのものであることへの疑いの停止に日常的態度の鍵をもとめ、ガーフィンゲルはそれをエスノメソドロジーというプログラム——とりわけドキュメント的解釈方法の概念——に発展させた。この会話が示しているのは、確かに人々はものごとの通常性に固執することである。しかし同時に示されているのは、人々はその通常性への固執という態度のもとで、制度を疑問に付き、極端な場合には無視することもできることである。人々の生はこのような二重性をもっている。

本報告で示したかったことの第2は、会話分析の実例を通じて、会話の秩序性がどのようなものかを示し、また、会話の秩序性の解明から何が学べるかということである。会話分析の目標、あるいはその成果の評価基準としては2つのものがあると思われる。一つは、テクニカルな、分析の専門的用具たる会話分析の概念枠組みを発展させることである。ここからはわれわれは会話の標準的構造について学ぶことができる。もう一つは個々の会話における人々の創造的で生き生きした相互行為のダイナミクスとそれを推進するエンジンたる人々の相互行為能力を描き出すことである。ここからはわれわれは会話の具体的詳細を学ぶことができる。私の考えでは、結局は、第1の目標は第2の目標を実現するためのものである。では、第2の目標はなぜ重要なかと問うならば、それは社会がそのような具体性から直接的に成り立っておりそれ以外の何もないからだと言いたい。この意味で会話分析は、社会研究のもっとも基礎的な問題を問いかけることにより、社会学の重要な一分野でありつづけると思われるのである。

【注】

- (1) 本稿では、かりに、質的社会学は人々のシンボリックな世界の解明を通じて社会の解明を行う社会学であると考えておく。また、1980年以降のエスノメソドロジー研究は内部的多様性が大きくなっているため、その全体を眺望することはしだいに困難になっている (Heritage 1984, Maynard and Clayman 1991)。
- (2) また アーミネン (Arminen 2005)、ドゥルー (Drew 2005)、ヘリテッジ (Heritage 2005)、田中 (2004: 1-72) も参照せよ。
- (3) 確立期のエスノメソドロジー研究はその記述と分析の詳細さによって評価を得た (櫻村 1998)。
- (4) 研究対象たる専門性はワークにおいて関連性をもつとされる限りはもともと公共的なものである。本文で述べた相互行為能力は、公共的に提示されたシンボリックな詳細を理解しその法則性や体系的制約を超えてその詳細を活用する能力である。
- (5) 近年の紹介でも、ターンテイキングのシステムは抽象的なルールにとどまらず人々の振る舞いや動機付けを簡潔かつ的確に表現していることが指摘されている (山崎 2004: 30)。会話的現象は、社会そのものであり、かつ、人々にとって「絶望的なまでに明らかな」(Livingston 1987: 82) さげがたい秩序現象でもある。会話分析を紹介するにあたってリヴィングストンは、「その分析可能性は、専門的トレーニングに依存しない、それは普通の能力に含まれている」と述べている (Livingston 1987: 82)。
- (6) 私が会話分析に本格的に触れたのは1984年の秋学期である。あるとき、シェグロフは「A few guidelines for the novice analyst」という一枚の紙を学生に配布したが、これは大変有益であった。本文の以下の分析はこのガイドラインにほぼ従って開始される。
- (7) 本データは電話会話の冒頭が消されている痕跡が見られる。電話の受け手のプライベートな情報を選択的に消去している。なお、本データはある警察署のインターネットサイトから録音ファイルとし

- て取得したものであり、現実の会話であるとの説明があるがその他の録音状況の詳細は不明である。
- (8) テラサキ (Terasaki 2004) はニュースを伝える隣接発話対 (Adjacency Pair) 系列構造を定式化した。メイナードは、一般に、ニュース伝達系列 (News Delivery Sequence) が、(1) ニュースの告知、(2) 告知への反応、(3) ニュースのエラボレーション、(4) ニュースの評価、という4つの識別可能なターンを、この順番で含むと述べている (Maynard 2003=2004: 91)。
- (9) 用語選択は、話者が会話の中から制度的背景への志向を顕在化させる手段である。本データでは、Aは、Bを「お父様」または「お父さん」、Xを「息子さん」、母親を「お母さん」と呼称している。このことは、司法手続への関わりに関してアイデンティティ体系を関連性あるものになっている。これに対して、Bは自己を「父親」と呼称している。「私ども」・「こちら」・「こちらの方」・「第三者」等がある。法的段階や行為（「示談」）・役割（「表見代理人」、「重要参考人」）・義務（「秘密守秘義務」）が使われている。これらの用語は日常会話と目立って異なる表現としていろいろな効果がありうる (Drew and Heritage 1992)。
- (10) 警察・刑事司法の領域で重要な課題状況の一つは苦情の提出である。シャロックとターナーは、苦情の定式化に“to the point”な（要点）型と“rambling”な（拡張）型が区別されるとした (Sharrock and Turner 1978)。法律相談における相談者の語り方にも、同様の区別が見られる (櫻村 2000)。
- (11) ターンは、制度的意味をもつ行為を行う機会を提供する。そこで、ターンにおける行為とそのデザインは、制度的背景へと志向するために用いられる。実際、本電話では、電話の主題が制度的に定義されているので、原則としてすべての発話交換においてこの特定の司法制度が関連性をもっている。
- (12) 本件データの観察からは、制度的外観の達成度、すなわち真正の専門性や制度性が実際にはどれほどの認識的連続性ないし滑らかさをもっているのか、という問題が提起される。

【文献】

- Arminen, Ilkka, 2005, *Institutional Interaction: Studies of Talk at Work (Directions in Ethnomethodology and Conversation Analysis)*, Aldershot: Ashgate Publishing.
- Drew, Paul, 2005, “Conversation Analysis,” Kristine L. Fitch and Robert E. Sanders eds., *Handbook of Language and Social Interaction*, Mahwah: Lawrence Erlbaum Associates, 71-102.
- Drew, Paul, and John C. Heritage, 1992, “Analyzing Talk at Work: An Introduction,” Paul Drew and John C. Heritage eds., *Talk at Work: Interaction in Institutional Settings*, Cambridge: Cambridge University Press, 1-65.
- Heritage, John C., 1984, *Garfinkel and Ethnomethodology*, Cambridge: Polity Press.
- , 2005, “Conversation Analysis and Institutional Talk,” Kristine L. Fitch and Robert E. Sanders eds., *Handbook of Language and Social Interaction*, Mahwah: Lawrence Erlbaum Associates, 103-147.
- Livingston, Eric, 1987, *Making Sense of Ethnomethodology*, London: Routledge & Kegan Paul.
- 櫻村志郎, 1991, 「労働仲裁の社会的秩序」中野貞一郎他編『三ヶ月章先生古希祝賀 民事手続法学の革新 上巻』有斐閣, 649-680.
- , 1996, 「会話分析の課題と方法」『実験社会心理学研究』36(1): 148-159.
- , 1998, 「法社会学とエスノメソロジー」好井裕明編『エスノメソロジーの想像力』せりか書房, 224-237.
- , 2000, 「相談先行連鎖」青山善充他編『新堂幸司先生古希祝賀 民事訴訟法理論の新たな構築 上巻』有斐閣, 163-192.
- Maynard, Douglas W., 2003, *Bad News, Good News: Conversational Order in Everyday Talk and Clinical Settings*, Chicago: University of Chicago Press. (=2004, 櫻田美雄・岡田光弘訳『医療現場の会話分析——悪いニュースをどう伝えるか』勁草書房.)
- Maynard, Douglas W. and Steven E. Clayman, 1991, “The Diversity of Ethnomethodology,” *Annual Review of Sociology*, 17: 385-418.
- Psathas, George, ed., 1990, *Interaction Competence*, Washington, D. C.: University Press of America.

- Sacks, Harvey, E. A. Schegloff and Gail Jefferson, 1974, "A Simplest Systematics for the Organization of Turn-Taking for Conversation," *Language*, 50: 696-735.
- Schegloff, E. A., 1979, "Identification and Recognition in Telephone Conversation Openings," George Psathas ed., *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, New York: Irvington Publishers, 23-78.
- Schegloff, E. A., 2007, *Sequence Organization in Interaction: A Primer in Conversation Analysis*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sharrock, W. W. and R. Turner, 1978. "On a Conversational Environment for Equivocality," Jim Schenkein ed., *Studies in the Organization of Conversational Interaction*, New York: Academic Press, 173-197.
- 田中博子, 2004, 「会話分析の方法と会話データの記述法」山崎敬一編『実践エスノメソロジー研究入門』有斐閣, 71-84.
- Terasaki, E., 2004, "Pre-announcement Sequences in Conversation," Gene H. Lerner ed., *Conversation Analysis: Studies from the First Generation*, Amsterdam: John Benjamins Publishing, 171-223.
- 山崎敬一, 2004, 「エスノメソロジーの方法 (1)」山崎敬一編『実践エスノメソロジー研究入門』有斐閣, 15-35.

(KASHIMURA Shiro 神戸大学 skashimu@kobe-u.ac.jp)